

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

「定期購入」での「割引クーポン」 の利用に注意!



相談事例

ネット通販で、「いつでも解約可能」と記載されていたので、1回限りでやめるつもりで定期購入の化粧品を購入した。しかし、「注文完了画面」で表示された「割引クーポン」を利用したところ、知らないうちに4回購入が条件のコースに変更されていた。初回で解約したい。



「割引クーポン」を利用すると、いつでも解約可能なコースから複数回の購入が条件のコースに変更される場合があります。利用する前に「最終確認画面」の内容をよく確認しましょう。

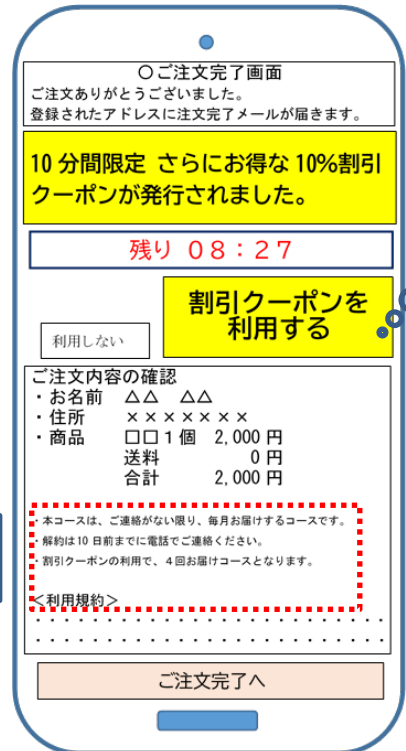
<「最終確認画面」のチェックリスト>

- 継続期間や購入回数が決めていませんか。
- 支払うことになる総額はいくらですか。
- 返品や解約の条件は確認しましたか。
- 解約するときの連絡手段を確認しましたか。
- 利用規約の内容を確認しましたか。
- 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか。

- ・本コースは、ご連絡がない限り、毎月お届けするコースです。
- ・解約は10日前までに電話でご連絡ください。
- ・割引クーポンの利用で、4回お届けコースとなります。

<利用規約>

◆不安に思ったり、事業者との契約に関するトラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。



押すと、
コースが
変更!

最終
確認
画面



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は
消費者ホットライン

☎局番なし **188**
(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら



正しい知識で健康に

保健機能食品と健康食品



テレビやインターネットでよく見聞きする「トクホ」や「健康食品」ですが、どのような食品がよく理解している消費者は多くありません。これらの食品について良く知って上手に付き合ひましょう。

保 健 機 能 食 品

病気の治療を目的にしておらず、健康が気になるという方が対象の食品です。一定の「機能」を表示することができるものとして、次のものが法律で定められています。

○ 特定保健用食品 (トクホ)

生理学的機能などに影響を与える保健機能成分が含まれる食品です。特定の保健用途に資する旨の表示がされ、消費者庁で個別に審査されます。

○ 栄養機能食品

ビタミンやミネラルなど健康の維持に重要な栄養成分を補給するための食品です。定められた基準を満たすことで、その栄養成分の機能を表示することができます。

○ 機能性表示食品

国の審査は無く、事業者の責任で科学的根拠を基に正しい情報提供が行われることを前提に、機能を表示することができます。

健 康 食 品

「健康食品」と呼ばれる食品には国に認可された制度や法律の定めが無く、医薬品のような「効能・効果」はもちろんのこと、保健機能食品以外は「機能」をうたうことをできません。

医薬品と混同し、このような「効能・効果」を期待する一部の消費者をターゲットに、虚偽や誇大な表示を行う事業者や商品があります。

また、医薬品成分を含む違法な商品による健康被害も報告されていますので、注意が必要です。



保健機能食品や健康食品を利用する目的や付き合い方を間違えると、かえって健康を害してしまうこともあります。自分に必要な商品を見極めて購入して、症状がある場合は医療機関への受診を選択するなど、正しい知識や情報を得て付き合うようにしましょう。

※ この記事は、次のページを参考に神奈川県消費生活課が作成しました。

神奈川県衛生研究所 衛研ニュースNo.210「健康食品との上手な付き合い方」

消費者庁ホームページにも、保健機能食品について掲載されています。



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506



神奈川県



消費者生活相談課
かながわ消費生活センター